

入院時食事負担額の 変更について

令和8年6月1日より、健康保険法並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、入院費の食事にかかる患者負担額が下記の通り変更になります。

入院時食事療養費及び入院時生活療養費の食事代（入院中の食事代）		1食あたりの負担額
		6月1日以降
一般（住民税課税世帯）		550円
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	過去12ヶ月で90日までの入院日数	270円
	過去12ヶ月で90日を超える入院日数（長期該当）	220円
低所得者Ⅰ		130円

※指定難病の方は1食330円です。

社会医療法人 高清会
香芝高清会病院 院長